

平成20年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

平成20年4月
環 境 省

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成20年度の「環境月間」について

- (1) 平成20年は、環境問題への取組にとって大きな意味を持つ年です。まず、京都議定書の第1約束期間がいよいよ始まり、温室効果ガスの排出削減の活動が国際公約の達成、ひいては地球環境の保全に直接関わってくる時代になります。京都議定書の6%削減約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画の見直し等を行い、オフィスや店舗、家庭を始めとするあらゆる分野で対策を加速し「低炭素社会」づくりを進めます。

国内外の廃棄物の問題や、今後の国際的な資源制約に対応するため、3Rを通じた「循環型社会」づくりを進めることは、引き続き重要な課題です。「新循環型社会形成推進基本計画」の下、循環型社会づくりを進めるとともに、各種リサイクル法を着実に実施していきます。

地球温暖化は、生態系にも深刻な影響を与えることが懸念されています。「自然共生社会」構築に向け、多様な主体の参画のもと、生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めることが求められています。5月に開催されるG8環境大臣会合での議論や生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)のわが国での開催も視野に入れ、国民的な関心呼び起こしつつ、「第三次生物多様性国家戦略」に基づいた施策を各国や民間と連携して展開していきます。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進しています。

- (2) このように、環境省では、「持続可能な社会」の構築に向けて、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を「21世紀環境立国戦略」等に基づき推進していますが、平成20年は、それぞれの主体が具体的な行動

をとらなければならない段階に入ってきたといえます。そこで、平成20年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を見直していくきっかけ作りを目指します。

- ・行動することを重視する
国民や企業など、各主体の環境保全のための行動を起こしてもらうことに重点を置く。
- ・環境政策・取組への理解と参加を進める
環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性、効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。
- ・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう
I P C Cでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近な側面で理解してもらい、より効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。
- ・課題間のつながりを大切にする
各主体の行動全体を環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施方針

(1) 実施期間

- ① 環境の日： 6月5日
- ② 環境月間： 6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO/NPO等、マスコミ

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工場等の見学
- ・実践活動：アイドリング・ストップ等のエコドライブ実践、環境家計簿、クールビズ（冷房温度の適正化）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減やマイバッグをはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動（海岸を含む）、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・顕彰：環境保全功労者、環境保全作品等の表彰